実務研究

日本税務会計学会
平成24年7月　月次研究会

株式保有特定会社の判定において財産評価基本通達を一律に適用することの合理性について～平成24年３月２日東京地裁判決より～

出岡伸和［麹町］

Ⅰ　はじめに

平成24年3月2日に東京地方裁判所において、大会社であるP社が株式保有特定会社に該当するかどうかについて争われていた事案で、P社は株式保有特定会社に該当しないので、類似業種比準価額にて評価すべきである旨が判示され、相続税額約50億円の更正処分が取り消された。

判決において、八木一洋裁判長は、P社株式の評価において株式保有特定会社の判断基準となる財産評価基本通達の株式保有割合を一律に適用することの合理性を国側は十分に立証していないとして、納税者の主張を認めた。

本稿では、この東京地裁判決を紹介する。

□東京地方裁判所平成21年（行ウ）第28号更正及び加算税賦課決定取消請求事件（全部取消し）（被告控訴）（納税者勝訴）

平成24年3月2日判決（Z888―1638）

【相互持合い株式の評価／株式保有割合に企業としての実態等を総合考慮して判断】

Ⅱ　事案の概要等

(1)　本件は、原告甲ら5名が、平成16年2月28日の亡己の死亡によって開始した相続に係る相続税の申告をしたところ、江東東税務署長から、平成19年2月13日付けで相続税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（上記の各相続税に係る更正処分を、以下「本件各更正処分」といい、上記の各過少申告加算税賦課決定処分を、以下「本件各賦課決定処分」という。）を受けたことにつき、本件各更正処分は、本件相続に係る相続財産中の株式会社P社（以下「P社」という。）及びQ株式会社（以下「Q社」という。）の各株式の価額の評価額を誤ってされたものであり、相続税法22条に違反するものであるなどと主張して、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

(2)　課税の経緯（被告別表1より）

(3)　P社とQ社の概要及び株主構成

(4)　争点

P社が株式保有特定会社に該当するか否か

環計算を行った株価である19002円で評価すべきか。

(5)　争点に関する被告及び原告の主張のポイント

Ⅲ　判決の要旨とポイント

(1)　P社が株式保有特定会社［評価通達189の(2)］に該当するか否か

(2)　判決のポイント

①「評価通達に定められた評価方式が時価を算定するための手法として合理的なものであることについては、国側においてこれを立証すべきである。」

⇒本件のように、特例的評価方式に該当すると納税者が不利になるような判定基準について、評価通達における特例的評価方式を採用する際の基準が実態に合った合理的なものであることを国側が立証しなければならない。

②「本件相続の開始時において大会社につき株式保有割合が25％以上である評価会社を一律に株式保有特定会社として評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものと認めるに足りない。」

⇒平成2年の改正時には合理性があったと認められるが、本件相続時においては通達改正当時と比べ会社の保有状況等が変化していることなどから、大会社において株式保有割合25％の判定基準により株式保有特定会社と一律に評価する合理的な理由を国側は立証していない。現状を考慮すると、時価を評価する際の適正な基準であるとは考えられない。

③「本件相続の開始時において大会社に該当するP社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するほかない。」

⇒評価通達の株式保有割合25％による判定基準は、画一的に大会社に適用できると認められる合理的な基準ではないので、株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合的に考慮して判断する。

④「P社は株式保有特定会社として評価するのは相当ではないので、類似業種比準価額による評価額4653円が時価となる。」

⇒納税者が主張した、事業の実態、持株会社でない事実、企業の規模なども総合的に勘案して類似業種比準価額を採用することを認めた。

Ⅳ　おわりに

国は控訴しているので、早ければ来年中にも高裁の判決がでる可能性がある。本稿は字数の制限もあり、株式保有特定会社の株式保有割合による判定の合理性にかかる部分のみを紹介しているが、相互持合株式の評価の方法に関しても当事者間においては大きな争点になっているので、興味のある方は東京地裁判決を参照されたい。

Ⅱ(2)　課税の経緯（被告別表１より）
１－１　（原告甲）　（単位：円）

順号	区分	年月日	課税価格	納付すべき税額	過少申告加算税
1	期限内申告	H16年12月27日		1, 070, 950, 000	
2	本件各処分	H19年２月13日	4, 120, 680, 000	1, 999, 899, 200	92, 894, 000
3	異議申立て	H19年４月12日		1, 070, 950, 000	
4	同上決定	H19年６月27日	4, 120, 592, 000	1, 999, 854, 900	92, 890, 000
5	審査請求	H19年８月１日		1, 070, 950, 000	
6	同上裁決	H20年７月16日	棄却		
7	本件各再更正処分	H23年２月28日	4, 060, 890, 000	1, 970, 009, 300	89, 905, 000

平成21年１月21日　本件訴えを提起した。

(5)　争点に関する被告及び原告の主張のポイント

【原告の主張のポイント】	【被告の主張のポイント】
株式保有割合25％以上という数値のみをもって持株会社と位置付けることは通常はない数値であり、かつ、一般的な企業における株式保有割合と著しくかい離していることが明らかでもない数値をもって、一律に株式保有特定会社としてしまうという基準は、相当ではない。	評価通達189の（２）に定める株式保有割合25％以上の基準（大会社に関するもの）が不合理であるとはいえない。評価会社の保有する取引相場のない株式についても「評価通達に定めるところにより評価」すること、すなわち、「特定の評価会社の株式」に当たるか否かを考慮した上で、評価会社の株式保有割合を決定することは明らかである。

Ⅱ(3)　Ｐ社とＱ社の概要及び株主構成

Q社　昭和41年設立　資本金９億9000万円
不動産の取得及び管理等を目的
簿価純資産価額98億円、従業員５名以下、
直前１年間の取引額3. 6億円の中会社

83. 8%　↑　持ち合い　↓　74. 7%

P社　昭和23年設立　資本金４億3200万円
合成樹脂及び金属等による容器・キャップ・医療用具・医薬部外品等の製造及び販売等を目的
簿価純資産価額2, 121億円、従業員5291名、
直前１年間の取引額1882億円の大会社
類似業種比準価額は4, 653円である。

	P社	Q社
発行済株式総数	8, 640, 000株	1, 980, 000株
旧額面	50円	500円
己所有の株式数	646, 400株（7. 5%）	178, 200株（9%）
持合い株式	6, 453, 400株（74. 7%）	1, 659, 240株（83. 8%）
その他	1, 540, 200株（17. 8%）	142, 560株（7. 2%）

Ⅲ(1)Ｐ社が株式保有特定会社［評価通達189の(2)］に該当するか否か

項目	【判決の要旨】
(1)　相続財産の価額の評価に関する基本的な考え方について	評価通達に定められた評価方式が当該財産の取得の時における時価を算定するための手段として合理的なものであると認められる場合においては、評価通達の定める評価方式によって算定された金額をもってその「時価」であるものと評価することもまた、相続税法22条の規定の許容するところであると解される。 なお、評価通達に定められた評価方式が当該財産の取得の時における時価を算定するための手法として合理的なものであることについては、被告側においてこれを立証すべきものというべきである。
(2)　大会社において株式保有割合25％以上である会社を一律に株式保有特定会社として評価することの合理性について	本件相続の開始時においては、評価通達の平成２年改正がされた当時と比して、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したものというべきところ、本件相続の開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は16・31％であり、平成元年度及び平成２年度のそれのように同通達189の（２）において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25％と比して、一見して「格段に低い」ものとまでは評価し難いこと、本件全証拠によっても、本件相続の開始時において上記の営利法人につき時価（相続税評価額）に基づいて株式保有割合を算定した場合の数値が、おしなべて平成15年度の法人企業統計を基に算定された株式保有割合の数値（16・31％）よりも大幅に低くなるものと推認すべきような証拠ないし事情は見当たらないことなどに鑑みれば、P社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、少なくとも、本件相続の開始時においては、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いというべきである。 そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とすると、評価通達189の（２）の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25％以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189－３の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものと認めるに足りないものといわざるを得ない。
(3)　P社が株式保有特定会社に該当するか否かについて	本件相続の開始時において大会社に該当するP社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するほかないものというべきである。 P社株式の時価総額は、標本会社たる上場企業の株式の時価総額の大部分を上回っており、P社の企業としての規模や事業の実態等は、上場企業に匹敵するものであったというべきである。 本件相続の開始時のP社については、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当するものとは認めるに足りないものというべきである。